

中小企業販売力強化支援モデル事業【公募要領】 Q & A

区 分	番号	質 問	回 答
補助対象者	1	商工会の会員企業でなくとも、本事業に応募できるのか。	商工会の会員企業でなくとも、本事業に応募することが出来ます。
	2	大企業であっても、本事業に応募できるのか。	本事業は、中小企業者の販路開拓支援を行う民間の法人・団体等に対して補助金を交付することにより、中小企業者を間接的に支援する事業ですので、大企業でも応募することができます。
	3	中小企業者が本事業に応募すれば販路開拓のための補助金を受けられるのか。	本事業は、中小企業者の販路開拓支援を行う民間の法人・団体等に対して、補助金を交付する事業であり、販路開拓を希望する中小企業者を直接支援するものではありません。（当該民間の法人・団体等は中小企業・大企業のどちらでも構いません。）
補助対象事業	4	「支援先企業との対話等を通じた相談・助言等の人的支援サービスを伴う事業」とは具体的にどのような事業か。	単なる支援ツールの提供だけでなく、支援先企業である中小企業者の個別の事情や状況等に応じ、販路開拓上の悩みや課題の相談を受けたり、販路開拓を成功させるための具体的な方法等のアドバイスを行ったりすることなどを提供するサービスとして組み込んだ事業であることをいいます。
	5	「対象商品・サービスの特性」という取組とは具体的にどのようなものか。	例えば、部品製造・組立加工業のように最終製品を持たない、理容業や運送業等のようにサービスが無形である、あるいは、製品・技術等の特殊性が強い等の理由から有効なPRが行いにくい中小企業者に対して、そうした特性に基づく課題を効果的・効率的な販路開拓の手法を提供することにより支援する取組を想定しています。
	6	「価格・コストへの対応」という取組とは具体的にどのようなものか。	例えば、中小自動車部品メーカーに対し新たに海外の医療機器分野への販路を開拓することを通じて高い利益率を実現させたり、輸送コストがネックとなっている中小企業者を複数集め混載輸送し輸送コストを低減したりするなど、価格（利益）やコスト面における課題の解決を支援する取組を想定しています。但し、物流コスト低減の取組などが販路開拓に直接結びつく事業である必要があります。

7	「中小企業者ネットワークの構築」でいう取組とは具体的にどのようなものか	例えば、同一業界に所属する複数の中小企業者を束ねて連携体を構築し、事業の規模や生産能力等のため1社単独では開拓が難しい販路開拓（大企業や海外企業などとの取引）が可能となるよう支援する取組を想定しています。
8	「中小企業支援者ネットワークの構築」でいう取組とは具体的にどのようなものか。	例えば、コンサルタント会社が、中小企業支援に熱心な金融機関・税理士・中小企業診断士・弁理士等を束ねてネットワークを構築し、支援対象とする中小企業の販路開拓を様々な角度から総合的かつ集中的に支援する取組を想定しています。
9	「収益事業として継続する必要がある」とあるが、事業の内容は変更してよいのか。	補助事業を行った結果等を踏まえ当該販路開拓支援の事業の内容を改善していく場合は、事業の継続と認めることができます。
10	補助事業は、2つ以上の支援手法（例えば、インターネットモールでの販路開拓支援と展示会出展支援）を組み合わせた事業でもよいのか。	複数の支援手法を組み合わせパッケージ化した事業であって、それにより販路開拓における中小企業者の課題に対してより効果的・効率的な販路開拓支援を行えるのであれば、補助対象事業とすることができます。
11	応募時点で、支援を行う企業を具体的に個社名まで確定する必要があるのか。また、支援の対象となる中小企業者の社名は公表の対象となるのか。	応募時点で個社名まで確定する必要はありませんが、どのような業種あるいは分野の中小企業を支援するのかは明確にしておく必要があります。また、採択された事業については、その成果の公表を行っていただく必要がありますが、支援した中小企業の個社名の公表までは求めません。（支援先企業の業種・分野等の事業成果にかかわる事項については公表の対象となります）。
12	事業の成果や事例の提供等の協力の内容についてもう少し具体的に教えてほしい。	本補助事業を実施した者は、全国商工会連合会や経済産業省・中小企業庁の要求に応じ、以下の事項等について報告または発表していただきます。（ただし、支援先の個社情報等は除きます）。 <ul style="list-style-type: none"> ・掲げた販路開拓の課題と解決策の内容及びその成果・効果等 ・支援先中小企業者から受けた要望・評価等（原則として支援先全企業に対し全国連が指示する項目を含めたアンケートを実施していただきます）

			・補助事業期間終了後、当該事業を継続・発展させていくための方策等
補助対象経費	13	自社製品の調達や関連会社に委託等を行う場合に留意することはあるか。	補助対象経費には補助事業者やその子会社等の利益相当分を含めることはできません。補助対象経費には、利益を排除した、補助事業者等における原価を計上してください。 (注) 利益等排除の対象とする範囲は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則財務諸表等規則」第8条で定義する親会社、子会社、関連会社及び関係会社とします。(対象範囲等についてのご不明な点等は全国商工会連合会にお問い合わせください)
	14	海外で雇用する従業員の人件費の算出方法はどうか。	海外で雇用する従業員は、参考資料1の「健保等級適用者以外の者(B)」とします。ただし、新興国における場合等、実際の人件費単価と「等級単価一覧表」の単価とのかい離が大きい場合、年俸制・月給制の者であっても、参考資料1「2. 人件費単価の計算方法」の「(2) - 2. 等級単価を適用しない者」に準じ、「等級単価一覧表」を適用せず、支給実績等に基づき人件費単価の算出を行うこととします。(疑義ある場合等は全国商工会連合会に相談してください)
申請書	15	申請書を提出するにあたり、文字のフォントやサイズに制限はあるのか。	制限はありません。申請書が読みやすいように文字のフォントやサイズを調整いただいで構いません。
	16	自社の様式による事業計画書を申請書に代えて提出してもよいか。	本事業で定められた申請書は必ずご提出いただく必要がありますが、重複する事項については、事業計画書に「別添●●参照」等と記載のうえ、各項目の記載に代えて資料を添付いただければ結構です。また、記載項目に関わらず、事業内容を理解するうえで有効と思われる既存の資料がある場合は添付してください。
	17	CD-Rに保存する申請書は、押印したものを保存する必要があるのか。	CD-Rに保存するものは、押印がなくても問題ありません。
	18	申請書の提出方法として、持参は認められないのか。	郵送・宅配便による提出のみ受け付けます。持参による申請資料の提出は認められません。